

令和4年第9回寄居町農業委員会総会議事録		
開催年月日	令和4年9月27日（火）	
開催場所	寄居町役場 全員協議会室	
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄	午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄	午後2時47分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	石 附 征 夫	出	11	吉 田 信 雄	欠
2	梅 澤 功	出	12	坂 本 滋	出
3	新 井 徹	出		坂 本 廣 久	出
4	中 島 広 文	出		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		横 田 義 教	出
6	金 子 達	出		伊 藤 隆 夫	出
7	小 和 瀬 守	欠		轟 和 男	出
8	福 島 隆 志	出		栗 原 功	出
9	戸 屋 政 春	出		矢那瀬 信一郎	出
10	中 島 英 樹	出		清 水 克 樹	出

議事参与者

職 員

局 長 根岸伸年
次 長 清水周二
書 記 権田貴大

事務局長 議長	(起立・礼・着席の発声) ただいまから令和４年第９回寄居町農業委員会総会を開会いたします。 本日、小和瀬守委員、吉田信雄委員から欠席の旨の通告がありましたので、ご報告いたします。現在の出席委員は１２名中、１０名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
事務局長	これより議事に入ります。 事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。 令和４年第９回寄居町農業委員会総会、 日程第１、議事録署名委員の選任について。 日程第２、議案第６２号、農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請について。 日程第３、議案第６３号から議案第７０号、農地法第５条第１項に規定による許可申請について。 日程第４、議案第７１号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。 なお、議案第７０号は、申請者から取下願の提出がありましたため、今回の総会では、審議いたしません。 以上です。
議長	それでは、日程第１、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。 寄居町農業委員会会議規則第１１条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	それでは、新井徹委員と戸屋政春委員をお願いいたします。 続きまして、日程第２、議案第６２号、農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。 それでは、議案第６２号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の１ページをご覧ください。 農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請につきましては、過去に権利移動を伴う許可を得ている事業計画の変更の承認を求めるものです。 それでは議案第６２号について、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	本件は、令和２年に前計画者が建売住宅敷地として、農地転用許可を受けておりましたが、コロナ渦による建築資材の高騰などにより、事業を進めることが出来ずにいたところ、本議案の申請地で自己用住宅の建築を希望する事業継承者が見つかったため、この度の申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は第１種農地ですが、農地法施行規則第３３条第４号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにつきましては、例外として許可となるものとされております。 農地法第５条第２項第２号の非代替性、第３号の資力及び信用等、第４号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきましては、全て問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。

議長	この件について、地元の委員さんにご意見を伺います。
石附委員	石附委員。 25日に坂本推進委員と現地を確認してまいりました。 まず、教えて頂きたいのが、なぜ第1種農地で当時に許可できたのかということです。 当時の農業委員が判断したことで知りませんし、農業の振興との兼ね合いですが、農業委員会は地域の代表として選ばれていると認識しておりますので、担い手も不足しており、耕作放棄地も増えている中で、農地を守るのか、移住者を誘導するのか、町としては、誘導する方向で考えているということです。 私も誘導することは賛成ですが、一同に認めてよいとは思いませんが、私どもにどうしてもと言われても困りますが、許可の経緯を伺えればと思います。
議長	事務局。
事務局	第1種農地ということで、石附委員のご意見のとおり、例外規定に該当しなければ許可とはならない農地でございます。 ただ、今回については、当時の許可時点では2種農地ということもありまして、ある程度の集落が形成されていた場所ではありまして、今回の農地区分であっても、先程のご説明のとおり、例外が適用される議案でございます。 転用してもよいかという点については、次の議案でご審議頂くこととなりまして、この度の議案については、新しい計画者と計画に変更してよいかということについて、ご審議頂ければと存じます。
議長	他にございませんか。
	(委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第62号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (賛成多数)
議長	賛成多数ですので、議案第62号は原案のとおり、承認することとして、知事に意見を送付します。
	続きまして、日程第3、議案第63号から議案第70号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。 それでは、議案第63号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の2ページをご覧ください。 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。 それでは、議案第62号について、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	議案第62号でご審議頂いた農地が本議案の申請地となります。 譲受人は現在、妻と子の3人で借家に居住しておりますが、借家では手狭となったため、自然環境の良い場所で自己用住宅を建てたいと考え、検討していたところ、申請地を譲ってもらえることとなり、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常

	生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにつきましては、例外として許可となるものとされております。 また、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
議長	説明は以上でございます。 この件について、地元委員のご意見を伺います。
石附委員	石附委員。 先程と同様の案件でありまして、特に農業への支障等は認められない案件であると思えます。
議長	他にご意見はございますか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。議案第64号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第64号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。 次に議案第64号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第64号について、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	譲受人は他市の借家に居住しておりますが、将来を考え、妻の実家近くに住宅を建てたいと考え、この度の申請に至ったとのこと。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
議長	説明は以上でございます。 この件について、地元の委員のご意見ををお願いします。
新井委員	新井委員。 24日の午前中に確認をいたしました。申請地のすぐ隣が、譲渡人の自宅でございます。 譲渡人の奥様にお話を伺いまして、事務局の説明とおり、問題ないものと思われますので、ご審議をお願いします。
議長	他にございますか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第64号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第64号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。 次に議案第65号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第65号についてご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	譲受人は、申請地に隣接する整形外科医院を運営しておりますが、来院者多数の際には、

	駐車スペースが不足し、通行支障が生じるなど、困っていたところ、申請地を譲ってもらえることとなり、申請に至ったとのことですが、 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。
議長	この件について、地元の委員さんにご意見を伺います。
新井委員	新井委員。 24日に現地を確認してまいりました。事務局の説明のとおり、南北に医院を中心にして、駐車場があり、使いづらいような印象でした。 駐車場として利用するには最適な土地ではないかと思われまして、問題ないものと考えますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございますか。 (委員から「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第65号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第65号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次の議案第66号及び議案第67号については、関連がありますので、一括した説明としてもよろしいでしょうか。 (委員から、「よし」の声)
議長	それでは、議案第66号及び議案第67号について、事務局の説明を求めます。
事務局	補足説明として議案書に同封させていただきましたが、議案第66号、67号については、2名の譲渡人の申請事由が、賃貸借、売買と異なることから、申請の都合上、2議案となっております。 それでは、議案第66号及び議案第67号について、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	譲受人は町内で不動産業を営んでおりますが、今回の貸事務所を利用する会社より相談を受け、立地条件等を考慮して検討していたところ、今回の申請地に建設したいと考え、申請に至ったとのことですが。 利用予定の会社の業務内容については、自動車生産ラインのシステムを手掛けていることから、本システムを導入する本田技研工業株式会社の生産拠点が寄居町に集約化されることに伴い、本営業所でシステムの保守業務などを行っていくとのことですが。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、また、議案第54号の計画変更申請の承認手続き中でございますため、この度の申請の許可要件として、計画変更の承認を受ける必要がございますが、この度の指導内容に従い、承認手続きを行っていることから、第3号の資力及び信用等を満たすと考えられ、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきましては、問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。
議長	この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。

栗原推進委員	栗原推進委員。 9月25日に現地確認及び申請者との面談を行いました。 譲受人については受付の方しかおらず、話は伺えませんでした。譲渡人には事情を聞くことができました。 いずれも管理が難しいとのことで、譲り渡したとのことです。 現地は測量され、綺麗に管理されており、問題があるとは思えませんので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございますか。
清水推進委員	清水推進委員。 転用目的の実現性から教えて頂きたいのですが、この借り受ける会社については、本田技研の業務を受注することは決まっているのですか。
議長	事務局。
事務局	申請者からは、既に本田技研の設備業務を手掛けており、工場移転に伴い、申請したとの説明を受けております。
議長	他にございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。本2議案については、ひとつの計画という密接不可分の関係にありますので、採決についても、一括に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	それでは採決いたします。 議案第66号及び議案第67号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第66号及び議案第67号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。
事務局	次に議案第68号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第68号について、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 譲受人は、朝霞市に家族4人で居住しておりますが、転職を機に将来を考え、自己用住宅の建築を検討していたところ、妻の実家に隣接する土地を借りることが出来たため、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。
議長	この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。
戸屋委員	戸屋委員。 24日に現場と事情を伺ってまいりました。申請地には、物置が建っていたそうですが、既に撤去されておりました。譲渡人によれば、独り身であるため、子どもが近くに暮らしてくれるのは有難いとのことでした。 特段の問題はないと思いますので、ご審議をお願いいたします。

議長	他にご意見ございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 68 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 68 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次に議案第 69 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 69 号について、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	譲受人は売上増加に伴う従業員の増員により、現敷地内の駐車場が手狭になっていることや、倉庫増築計画があり、今まで使用していた駐車場の一部が使用できなくなることから、新たな駐車場を確保するべく、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。
議長	この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。 戸屋委員。
戸屋委員	昨日、現場を確認しました。道路の反対側の山林も倉庫を作るということで、開発してまして、駐車場が足りないということです。 現在は従業員も数百人規模で、まだ土地が不足しているようで、駐車場も臨時で借りている現状です。 現地も銀杏が植えてあり、支障もない場所だと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見ございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 69 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 69 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 続きまして、日程第 4、議案第 71 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてですが、梅澤功委員が申請人になっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。 (梅澤委員退席)
議長 事務局	それでは、議案第 71 号について、事務局の説明を求めます。 町が定める農用地利用集積計画による利用権の設定、移転につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により、農業委員会の決定が必要となるため、ご審議いただくものです。 それでは、議案第 71 号につきまして、説明いたします。 今回の計画は 9 件、22 筆、27,074 m²です。 農地の内訳につきましては、議案書 4 ページの右下のとおりです。 このうち、新たに利用権設定を行うものは整理番号 19 番の 1 件、その他は以前決定された

	計画の継続となるため再設定となります。 今回の計画の決定基準ですが、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議長	この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。 (委員から「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 71 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 71 号は原案のとおり決定し町へ報告いたします。 議案審議が終了しましたので、梅澤委員は復席してください。
議長	(梅澤委員復席) 以上で全ての議案審議が終了しました。
事務局	委員さんから、何かありましたら、お願いいたします。 (委員から、「なし」の声)
議長	事務局から何かありますか。
事務局長	事務局から 1 点、ご連絡いたします。 次回の総会ですが、総会に先立ち、農業振興地域促進協議会が行われます。 10 月 24 日、月曜日の午後 1 時 30 分から促進協議会、午後 2 時 15 分から総会をお願いいたします。 繰り返し申し上げます。 10 月 24 日、月曜日、午後 1 時 30 分から促進協議会、午後 2 時 15 分から総会をお願いいたします。
議長	以上、よろしくお願いいたします。 それでは他に無いようですので、令和 4 年第 9 回総会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。
事務局長	(起立、礼、着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

戸屋 政春 委員 新井 徹 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和4年9月27日

議 長

室岡重雄

委 員

新井 徹

委 員

戸屋 政春